

## － 非補助農業基盤整備資金の活用について －

農地又は牧野について、国の補助事業の対象とならない生産基盤の整備（道や市町村の単独事業も含む。）を行う場合に、低利で長期償還ができる（株）日本政策金融公庫の非補助農業基盤整備資金を利用することができます。

また、農業集落排水施設の整備に必要な資金も対象になります。

### ■対象となる事業種類

かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、索道（軌道等運搬施設を含む。）、農地造成、維持管理、防災、農地保全、農業集落排水施設、埋立、干拓、干拓関連、床締、心土耕、石れき除去、酸性きょう正、飲雑用水、畦畔整備、牧野の改良・造成、牧野利用施設整備

### ○維持管理事業の主な用途

施設の種類	維持管理事業の例示	施設の種類	維持管理事業の例示
揚(排)水機場	揚水機、電動機の分解・補修、電気系統の補修（制御装置を含む。） 防塵装置の塗装・補修、通信通報用施設の補修、流木処理施設の新設・増設・更新、その他の補強工事	用排水路	護岸・床張の塗装・補修 分土工・落差工等の塗装・補修 1路線の一部の改修・しゅんせつ 管水路の破損部分の交換・補修 ジョイント部分の補修、その他の補強工事
ダム、頭首工、水門	門扉・開閉装置の補修・塗装、しゅんせつ、門扉のワイヤーロープ・水密ゴム等の交換、電気系統の補修（制御装置含む）、観測・通信用施設の補修、防塵装置の塗装・補修、防塵ネットの補修、エプロン・水叩き部・護岸の補修、防塵ネットの新設・増設・更新、フェンスの新設・増設・更新、その他補強工事	畑かん施設	揚水機、空気圧縮機、 撒水施設等の機器類の補修 送水管・給水栓・電磁弁の補修・更新
ため池	取水ゲート、土砂ゲート、開閉装置等の塗装・補修、堤体の補修、堆積土砂のしゅんせつ、電気系統の補修、観測・通信用施設の補修、防塵ネットの新設・増設・更新、操作室の建屋・フェンス等の補修、その他補強工事	農道	敷砂利、橋梁の塗装
		施設管理施設	基礎・建屋・フェンス等の補修、 フェンスの新設・増設・更新、観測・ 自動制御機器類の取得・更新、無線電 話等通信施設及び警報装置の新設・増 設・更新
		土地改良区の事務所	事務所の建設・改修等（維持管理 事業を行っている土地改良区に限る。）
		車両・船舶・器具等 調査費	取得、更新（維持管理事業遂行上、 必要不可欠なものに限る。） 水利権更新に伴う調査 維持管理計画書や土地改良施設台帳 （農道台帳）の変更のための調査

※ ただし、点検整備等経常的なものは対象外

### ○農業集落排水事業の融資限度額

融資対象施設	融資限度額
宅地内、宅地内配水管、屋内配水管、 集水ます、合接ます、便器・トイレ	融資を受ける方が当該年度に負担 する額
風呂	100万円
厨房	50万円
洗面所	10万円

### ■貸付対象者

土地改良区、農業協同組合、農業者等

### ■貸付条件

償還期間 25年以内（うち据置期間 10年以内）  
貸付限度額 地元負担額（1件当たり最低額 50万円）

利率	・一般	0.80%	
	・利子軽減	0.80%	(令和5年8月21日現在)

※平成8年9月20日から当分の間、利子の軽減を中止

■非補助農業基盤整備資金貸付額の推移

令和2年度	136,855千円	(1地区)
令和3年度	220,260千円	(3地区)
令和4年度	780千円	(1地区)

■留意事項

- ・農業を営む者は、農業協同組合を借入主体として、転貸を受けることができます。
- ・受益地が転用された場合は、転用に係る借入金相当額を繰上償還しなければなりません。

【担当：調整係 内線27-311】